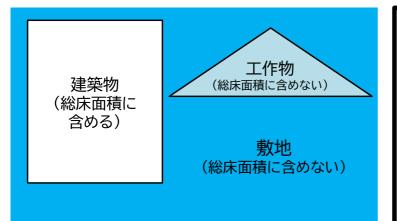
時短要請対象施設か否かの考え方(総床面積の考え方)

(協力金の算定に係る面積の考え方ではありません)

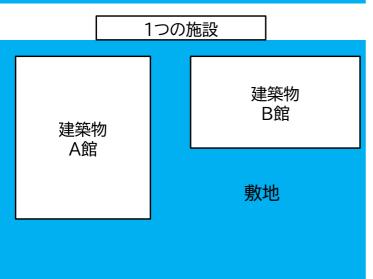


【基本的な考え方】

時短協力要請対象である施設に所在する建築物において、事務スペース等の売場面積以外も含んだ総床面積が、

1,000㎡超 → 時短要請対象 1.000㎡以下 → 時短要請対象外

※協力金算定に係る面積ではないことに注意



【1つの施設における敷地内に複数建築物がある場合】

それらの建築物の床面積を合計して

1,000㎡超 → 時短要請対象 1,000㎡以下 → 時短要請対象外

※1つの施設敷地内に複数の建築物が存在する場合であっても、複数の施設であると考えられる場合にはこの限りではない。

<左の例の場合>

同一敷地内でA館とB館がある場合、各館の床面積を合計する。

建築物 (立体駐車場) (店舗入居) 露天駐車場 (この部分は合算しない)

【同一の敷地内に駐車場がある場合】

立体駐車場の場合:建築物として合算 「店舗入居の建築物+立体駐車場」が

1,000㎡超 → 時短要請対象 1,000㎡以下 → 時短要請対象外

※露天駐車場は合算しない

建築物B
建築物B
建築物C
(生活必需品等提供のテナント)

<u>【施設管理者が存在するショッピングモール、</u> アウトレットモールなど】

それぞれの建築物の床面積を合算し(A+B+C)、

1,000m超 → 時短要請対象 1,000m以下 → 時短要請対象外

ただし、生活必需品・サービスを提供するテナントは、時短要請の制限はかからない(営業可)

建築物 (クラブハ ウス等)

ゴルフコース

【ゴルフコース】

建築物(クラブハウス等)の床面積が

1,000㎡超 → 時短要請対象 1,000㎡以下 → 時短要請対象外

※コースの面積は含まれない

ただし、<u>時短要請の対象はゴルフ場全体</u> (クラブハウス等の建築物、ゴルフコース)となる

建築物

屋外パレード等

に利用する園内土地

遊具

游具

【テーマパーク・遊園地】

建築物の床面積が

1,000㎡超 → 時短要請対象 1,000㎡以下 → 時短要請対象外

※園内土地の面積は含まれない

ただし、<u>時短要請の対象は全体</u>(建築物、遊具・アトラクション、園内土地)となる。

生活必需品売場生活必需サービス提供場所

【百貨店やマーケット等の施設において、 施設管理者が存在し複数のテナントが入居する店舗】

建築物の床面積が1,000㎡超→ 管理対象である店舗全体が時短要請対象

※要請対象施設かどうかを判断する場合は、生活必需品売場や生活必需サービス提供場所も含んで考えるが、時短要請そのものについては生活必需・サービス以外について行うものであることから、生活必需関連部分が営業することは差し支えない(全てのテナントが生活必需・サービス事業の場合は、時短要請は行わない)

客室・大浴場テナント等部分

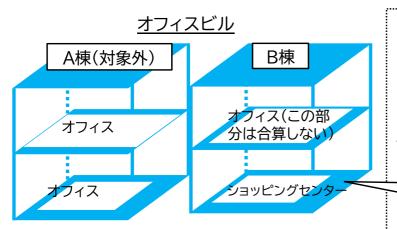
· 宴会場・集会場等 フロント・調理場 事務スペース等 客室、大浴場、テナント店等の床面積は合算しない

【ホテル・旅館の集会の用に供する部分

集会場・宴会場等として機能する うえで必要な個所の床面積を合 計する。

に関して】

※ロビー、移動通路、控室、フロント・調理場等の事務スペース等を 合算 1,000㎡超 なら時短要 請対象



【同一敷地内にオフィスビルが複数棟存在す る場合】

一部フロアにショッピングセンター等の集客 施設が入っている場合、オフィス部分等の床 面積は合算しない。

ショッピングセンターのみで床面積を合計

建築物 テラス (この部分は合算しない)

【同一敷地内にテラス席がある場合】

建築物にあたらないテラス席は、建築物の床 面積に合算しない



Shizuoka Prefecture